

歌志内市議会会議録

第5日目（平成27年3月19日）

---

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、条例予算等審査特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案4件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。本日欠席されますのは、梶議員であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第3 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

報告第2号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成27年1月7日の市道工業団地線における除雪作業中の公用車の事故に係る車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費及び代車費等の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の市長専決処分事項の指定により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、51万2,754円。

損害賠償の内訳。修理費39万4,286円、代車費10万円、レッカー費1万8,468円。

2、事故発生日時及び場所。平成27年1月7日、水曜日、午前9時40分ごろ。歌志内市字文珠159番地、市道工業団地線上（大栄産業入口付近）。

3、損害賠償の相手方。赤平市茂尻栄町3-1、（所有者）奥山直樹。

4、損害車両名。スズキ ワゴンR、札幌580 く 9862。

5、事故の発生状況及び原因。上記日時、場所において、市道工業団地線道路拡幅除雪の公用車（ショベルローダー除雪車）が対向車を交わしてから雪山の除雪をしようと停止し、車両を道路中央に寄せるため一旦後退をしたところ、ショベルローダー最後部が後方に停車していた所有車の車両と接触し、車両前部と前ガラスを破損させたものでございます。

なお、事故の原因については、運転手が後方を確認したものの後方の停車車両が比較的接近していたことから視界に入らず、十分な後方確認不足のまま後退したことによるものでございます。

6、損害賠償について。後方確認不足により接触事故を起こしたものであり、相手方の車両は対向車を交わすため公用車の後方で停止状態であったことから、本市の加入する全国市有物件災害共済会自動車損害共済の事故判例（過失割合100対ゼロ）により、修理費及び代車費等を全額支払うことで合意したので、平成27年2月27日示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額51万2,754円につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会自動車損害共済から直接自動車修理会社へ支払い済みでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君）　先だつての質問で、委員会報告におくれたのはなぜということで、失念していたという話ですけれども、それにあわせて、除雪作業中には見張りというか警戒人が

いるようにするよというような、去年の中央バスと接触したときに、そういうふうな善後策を建てたはずなのですけれども、今回この除雪箇所へ向かう途中とあるので、私も、ああそれは前を見ながらだったのような話ですけれども、この専決処分理由に除雪作業中のということになっていると、このときには警戒の車両ないしは警戒の人というのは現地にいなかったのかどうか、その辺をもうちょっと確認したいと思います。

それと事故者ですけれども、この運転手に関して負傷の報告はないようですけれども、その辺は大丈夫だったのか。

それと事故車の修理工場、これは赤平の方だったので、赤平の工場でこういう見積もりがされて、支払いが終わっているということなのかを確認したいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、1点目、2点目につきまして御答弁申し上げます。

まず、交通整理員という部分でございますけれども、ローダーが先に工業団地のほうの排雪作業のために拡幅しながら先行したということで、通常の早朝行っている除雪と同じような形で除雪を行って、それで排雪のためにロータリー、あるいは作業員、いわゆる旗振りの方がそこに結集する前でございます。通常であればバックする際には、後ろにロータリーとか交通整理員がいますので、全て皆さん無線を所持しておりますので、後方に白い車がいるぞとか、そういうことを連絡取り合って交通事故防止対策を講じていたところでございますが、まず、その移動中と申しますか、移動してそのポジションでまさにしようとする、そのちょっと前だということでございます。

それと、2番目の負傷につきましては、幸い何も負傷がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 修理した工場ということでございますが、この部分につきましては、市有物件共済のほうに委託をしておりますので、直接そちらのほうから支払われておりますので、修理した工場等についてはちょっと把握をしておりますませんでした。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第2号は、報告済みといたします。

### 報 告 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第3号議案第1号歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第3号歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第5号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上、平成27年3月10日、条例・予算等審査特別委員会付託、議案第12号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）、議案第18号平成27年度歌志内市一般会計予算、議案第19号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第20号平成27年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第21号平成27度

歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第22号平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号平成27年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成27年3月11日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長女鹿聡さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（女鹿聡君） —登壇—

報告第3号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第1号歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

議案第3号歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

議案第5号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第6号歌志内市福祉医療助成条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

（平成27年3月10日付託）。

続いて、議案第12号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

議案第18号平成27年度歌志内市一般会計予算。

議案第19号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第20号平成27年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算。

議案第21号平成27年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第22号平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第23号平成27年度歌志内市病院事業会計予算。

（平成27年3月11日付託）。

2、審査の経過。

3月16日、17日、18日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも原案どおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、条例予算等審査特別委員長の報告のうち、議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第3号歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号及び議案第3号について起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号及び議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山崎数彦君） 議案第12号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は、ただいまの委員長報告に対し次のような理由を述べて反対を表明いたします。

議案第12号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）では、株式会社歌志内振興公社に対し、緊急経営安定化資金として3,000万円を計上しておりますけれども、この補助金は不良債務の解消と運転資金を計上したもので、明らかに赤字補填のための経費であり、当然認められるものではありません。

ゆえに、この件については、補助金ではなく貸付金等で処理すべきと思います。この赤字の原因が経営改善を怠ってきたことによるものであることに加え、赤字に対する対応策も一切示されておりません。

また、地方創生先行型に係る事業のうち、特に地方版総合戦略策定事業については、国の方針に基づき計画の策定を業務委託すべきではなく、小さな拠点づくり推進事業についても公民館に図書館、教育委員会事務局を移転する経費が計上されておりますけれども、具体的な事業概要などの計画が示されておらず、住民説明が不十分で住民の同意を図られたとは到底思えません。

これらの件について十分な予算審議がなされたとは思えませんので、私は一議員として市民に対しての裏切り行為と思われるので到底賛成できるものではありません。

よって、委員長報告に対して反対を表明するものであります。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 議案第12号歌志内市一般会計補正予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

歌志内振興公社が運営するチロルの湯並びにアリーナチロルは、平成19年に歌志内市から買い取り以降、これまで経営されてまいりましたが、高齢者健康の村施設として市民の健康増進並びに交流施設としての役割を果たされております。

このたびの緊急経営支援につきましては、チロルの湯の持つ公益性の点から、このたびの補正予算に対しまして賛成討論といたします。

今回の補正予算にある地域、住民、生活等緊急支援のための交付金は昨年12月27日に閣議決定の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において、地方公共団体が実施する地域

における消費喚起策及び地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し交付されるものであり、本市におきましてもこの交付金を有効活用し、地方再生を目指すということは大変重要なものと判断するところであります。

条例予算等特別委員会で慎重に審議された結論でございますので、委員長報告に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第12号について起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 可否同数であります。

可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により議長において本件に対する可否を決定いたします。

本件については、議長は可決といたします。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号平成27年度歌志内市一般会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号について起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、条例予算等審査特別委員長の報告のうち議案第1号歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第5号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第20号平成27年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第21号平成27年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第22号平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号平成27年度歌志内市病院事業会計予算までの9件については、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第19号、議案第20

号、議案第21号、議案第22号、議案第23号までの9件について、一括採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号までの9件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会副委員長女鹿聡さんから、委員会提出議案第24号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第24号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議事日程の変更については、事務局長から説明させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元に配付されております日程表の日程5を6とし、日程表4の次に5として委員会提出議案第24号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを追加願います。

以上で説明を終わります。

○議長（山崎数彦君） 日程第5 委員会提出議案第24号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長女鹿聡さん。

○議会運営委員会副委員長（女鹿聡君） ー登壇ー

委員会提出議案第24号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、関係条文を整理しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会委員会条例（平成3年議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料1ページをごらん願います。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が位置づけられることに伴い、地方自治法が改正されることなどから、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日であり、法改正の施行期日と同様に、平成27年4月1日としております。

附則第2項は、経過措置について定めたものであり、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中においては、従前どおり取り扱う旨の経過措置を規定しております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第24号は原案のとおり可決されました。

### 意見書案第1号から意見書案第3号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第6 意見書案第1号から日程第8 意見書案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） —登壇—

意見書案第1号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）、意見書案第2号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）、意見書案第3号「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）



現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
- 2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うこ

ともなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、法務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書(案)

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎えます。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきました。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければなりません。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPTI)広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところです。

一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求めます。

- 一 核兵器国も参加するNPTにおいて、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること
- 一 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること
- 一 NPTI広島宣言を受け、主要国の首脳が被曝の実相にふれる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会合(サミット)の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること
- 一 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障ならびに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること
- 一 日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障のあり方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、外務大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第1号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第4号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 意見書案第4号介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第4号介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書（案）

政府は、2015年度介護報酬改定において平均2.27%、介護職員処遇改善と認知症・中重度ケアなどを除いた介護報酬全体で4.48%もの大幅な引き下げを決定した。全国老人保健施設協会が1カ月間で142万人もの削減反対署名を集め、介護3団体をはじめ多くの介護事業所が引き下げ中止を求めている中での強行であり容認できない。

引き下げの理由として「介護サービス事業所の収支差率が高い」「特別養護老人ホームは多額の内部留保を保有している」などと述べているが、現状の経営実態を正確に反映したものではない。特別養護老人ホームの3割が内部留保があるどころか赤字経営であり、「内部留保」と言っているものが一般企業の内部留保とは性格が異なることは財務省も認めており、引き下げの根拠は破綻している。

介護職員の処遇改善に係る加算が行われたとしても、報酬全体が引き下げられれば、今でも経営が厳しい多くの事業所・施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えたり、職員を減らすことも考えられ、サービスの質の低下、さらなる人手不足に陥る可能性がある。

安倍政権は、特別養護老人ホームに入所できる人を「要介護3」以上に限定し、要介護1と2の人を締め出し、要支援1・2の人を介護保険給付の対象から外し、市町村の地域支援事業に任せるなどの介護保険制度の改悪を押し付けようとしている。利用者と家族、事業者と働く労働者からは怒りと反対の声を高め、自治体からも「受け皿がない」「サービスが低下する」との反発の声が広がり、北海道内からもすでに3分の1を超える自治体の議会で国に対する意見書をあげるに至っている。

よって、政府は介護報酬引き下げを撤回し、介護の人材不足を打開するために、介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で介護労働者の処遇改善をはかること、特別養護老人ホームの待機者解消、小規模・多機能施設、グループホームの整備などへの財政支援を強め、介護保険制度の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

---

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第4号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成27年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前10時46分 閉会）

#### 市 長 挨 拶

○議長（山崎数彦君） 本定例会は、任期満了に伴う最後の定例会であります。

ここで、市長より御挨拶を受けたいと思います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

皆様には、現在の任期における最後の定例議会となりますことから、閉会に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、御提案させていただきました新年度予算を初め、関係議案につきまして御審議、御議決賜りましたことを、心より感謝を申し上げます。

さて、本市の財政運営につきましては、空知産炭地域総合発展基金に端を発した財政再建問題によって、10年近くの間、財政健全化を優先して実施し多くの皆様に御理解と御協力をいただいております。

私も就任以来、約2年半、持続可能な財政基盤の確立を目指すため、本当に必要な事業について、集中的に投資を行う施策の選択と集中を行いながら事業を実施してまいりましたが、おかげさまで、厳しいながらも少しずつ落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、本市におきましては、景気や雇用の回復、人口減少など多くの課題が山積しておりますが、新年度には総合計画を策定し、これをもとに新しい歌志内のまちづくりを計画的に推進していくことが重要と考えております。

統一選挙の日も近づいてきており、慌ただしい日が続いていることと思われませんが、皆様には引き続き、それぞれの立場で歌志内の生き残りと今後の振興発展のために、御指導・お力添えを賜りますようお願いを申し上げますとともに、これまでの市政に対します皆様の御理解、御協力に重ねて感謝を申し上げまして、御礼の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） これで終わります。

大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      川      野      敏      夫

署名議員      女      鹿              聡